

平成29年度(第33期)収支・事業計画

自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日

収 支 計 画
事 業 計 画

株式会社世田谷サービス公社

平成29年度（第33期）収支計画

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

(単位：千円)

	内 訳	金 額	
営 業 収 支	売 上 高		
	施設維持管理等事業	2,731,269	
	飲食事業	139,541	
	健康増進・交流事業	35,574	
	I T支援事業	477,503	
	エフエム世田谷放送事業	87,674	
			3,471,560
	売 上 原 価	3,270,863	
	販売費及び一般管理費	198,387	3,469,250
	営 業 利 益		2,309

	事 業 別 損 益					合 計
	施設維持 管理等事業	飲 食 事 業	健康増進・ 交 流 事 業	I T支援事業	エフエム世田谷 放 送 事 業	
売 上 高	2,731,269	139,541	35,574	477,503	87,674	3,471,560
売上原価						
仕入高	13,257	36,329	6,344	16,080	-	72,010
人件費	1,473,375	76,446	52,487	108,251	45,536	1,756,095
その他経費	1,009,790	22,645	47,278	296,158	66,887	1,442,758
売上原価計	2,496,423	135,420	106,109	420,489	112,423	3,270,863
売上総利益	234,846	4,121	△70,536	57,014	△24,749	200,696
					販売費及び一般管理費	198,387
					営 業 利 益	2,309

※単位：千円（以下四捨五入）で表記しているため計数に不整合の場合がある。

平成29年度（第33期）事業計画

1. 重点取り組み

(1) 雇用

区民ニーズに応える良質な公共サービスの提供を通して、障害者・高齢者・女性・世田谷区民を積極的に雇用し、勤労の機会と生きがいの場を提供する。

障害者雇用については、平成27年度に策定した「障害者の社会参加と自己実現を支援する地方公社の役割について-障害者雇用推進計画-(平成27年度～平成31年度)」に基づき、さまざまな障害のある方の雇用促進、新たな職域の拡大、区内における生活困窮者への職業訓練、就労支援体制の充実に取り組むなど、積極的に雇用の拡大を進める。

項目	28年度実績	29年度計画	備考
障害者雇用 被雇用者数（社員数：人） 全体に占める割合（%） 雇用率（%）[※]	90人 10.96% 29.57%	99人 12.07% 30.95%	(内、平成28年度は重度障害者55人) 参考：民間企業の実雇用率 1.92% (H28.12) 参考：民間企業の法定雇用率 2.0% [※] 障害者雇用率は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき算出（算定基準日：毎年6月1日） なお、計算式は12頁に記載
高齢者雇用 [60歳以上] 被雇用者数（社員数：人） 全体に占める割合（%）	440人 53.59%	440人 53.66%	参考：31人以上規模企業の60歳以上 常用労働者の割合 10.6% 平成28年「高齢者の雇用状況」（厚生労働省）
女性雇用 被雇用者数（社員数：人） 全体に占める割合（%）	439人 53.47%	440人 55.66%	参考：労働力人口総数に占める女性割合 43.1% 「平成26年版働く女性の実情」 厚生労働省 (H28.9)
地域雇用 [世田谷区内在住者] 被雇用者数（社員数：人） 全体に占める割合（%）	582人 70.89%	580人 70.73%	
社員総数（人）	821人	820人	代表取締役、非常勤役員、監査役を除く
障害者就労場所（施設）	21施設	23施設	

(2) 区内企業との連携

区内の中小零細企業の安定と発展を図り、世田谷区の産業振興に寄与するため、地域に根ざした企業活動を実践する。また、区内事業者と連携し、区の政策方針に沿った新規事業の開発・獲得に取り組む。

項目	28年度実績	29年度計画	備考
契約金額ベース 区内業者への委託率	54.1%	54.5%	

(3) 社会貢献事業

平成17年度策定の『社会貢献に係る基本方針』に基づき、「事業展開による貢献」「利益の還元による貢献」「社員の実践による貢献」の3つの柱により社会貢献活動を行っている。

○障害者福祉団体への寄付や、福祉作業所の生産物品(菓子・雑巾等)の購入等を通じて、区内の福祉関係団体の活動を支援する。

○NPO法人が行っているエコキャップ活動に賛同し、北沢・玉川・砧・烏山の総合支所と三軒茶屋分庁舎、がやがや館の計6カ所にペットボトルキャップの回収箱を設置している。世田谷区の協力を得ながら回収箱の設置拡大と、回収量の増加を図る。

○三軒茶屋駅周辺の清掃作業や放置自転車への警告掲示など、地域のボランティア活動へ参加する。

項目	28年度実績	29年度計画	備考
社会貢献活動等			
地域社会への貢献活動回数	4回	5回	クリーンキャンペーン・区民まつり等
ペットボトルキャップの回収	1,490 kg	1,500 kg	1 kg ≒ 430個
福祉作業所の菓子購入	1,274個	1,300個	1個 100～200円

(4) 危機管理・情報提供

平成24年7月に世田谷区と締結した「災害時等における協力態勢に関する協定」に基づき、災害の発生または災害等が発生するおそれがある場合、帰宅困難者支援施設の開設・運営や、物資集積所での物資の仕分け作業等を行うとともに、エフエム世田谷の通常番組に優先して災害防災情報等の放送を行う。

災害発生時、被害状況や公共交通機関の運行状況などの情報収集手段として、スマートフォン等の携帯端末が有用なことから、通信事業者と協力して、拠点となる公共施設にWi-Fiスポットを整備する。

当社が運営する「世田谷くみん手帖」のWebサイトやSNSから、世田谷のイベント・ニュース・観光等の情報を発信する。

番号	事業名	事業概要
1	区民情報環境支援事業	(1) 区民会館、区民センター等の災害発生時の情報収集・区民への情報環境の運用。Wi-Fiスポット(※)の提供 ※ 無線LANを利用してインターネットに接続できるアクセスポイント(ドコモ・ソフトバンク・au) (2) Webサイト「世田谷くみん手帖」を運営

(5) 障害者雇用

平成27年度に策定された「障害者の社会参加と自己実現を支援する地方公社の役割について-障害者雇用推進計画(平成27年度～平成31年度)」に基づき、雇用対象施設の拡大(2カ所)及び清掃作業の標準化をはじめとする就労支援体制の強化、並びに新たな職域の拡大に向けた新規事業の開拓に取り組む。また、発達障害者を含む精神障害者の雇用拡大、生活困窮者や女性、若者などを対象に就労体験の場の提供や、障害のある方が企業で継続して働き続けられるよう職場定着や生活支援のあり方に関する独自の調査研究に着手するなど、区民の方々に多様な就労の場を提供できる地方公社として、積極的に雇用の拡大を進める。

番号	事業名	事業概要
1	障害者雇用事業	(1) 障害者雇用事業所 23施設 (2) 障害者雇用人数 99名
2	障害者雇用関連研修事業	(1) 障害のある社員対象 1回 (2) 支援員対象 2回 (3) 知的障害理解研修 2回 (4) 精神障害理解研修 2回
3	就労体験実習受入事業	(1) 事務業務 (区内特別支援学校・就労支援団体) (2) 清掃業務 (区内特別支援学校) (3) 売改札業務 (区内作業所・保護的就労者)

2. 計画目標

(1) 施設維持管理等事業

公共施設の適正な管理運営に努め、常に安全・安心に利用できる快適な空間を提供する。

区民センターにおいては、地域コミュニティの醸成に貢献するため、運営協議会の事務局として地域活動のサポートを行っていく。

公共施設の維持管理は、公社設立からの主要業務である。引き続き、利用者の目線に立ったきめ細やかなサービスを提供するとともに、これまでの経験と実績を踏まえ、積極的に予防保全等の提言を行うことにより、区の公共施設整備方針（平成26年3月）にある施設等の長寿命化や整備経費の抑制を支援する。

① 維持管理施設数

項目	28年度実績	29年度計画	備考
総合支所・まちづくりセンター等 施設数	11 施設	11 施設	改修予定(3)
区民センター・地区会館等 施設数 運協主催のイベント数	23 施設 309 回	23 施設 291 回	改修予定(1) 障害者就労開始(2)
福祉作業所等 施設数	10 施設	10 施設	
文化・教育、生涯学習施設 施設数	6 施設	6 施設	改修予定(1)
公園 施設数	3 施設	3 施設	
区民農園 農園数 区画数 (利用数)	23 園 973 区画	23 園 973 区画	
区政情報センター・コーナー 施設数 販売数 (金額) 品目数	4 施設 183 万円 200 品	4 施設 170 万円 200 品	
職員住宅 管理棟数 管理戸数 修繕回数	21 棟 211 戸 100 回	20 棟 180 戸 90 回	
外郭団体関連 施設数	4 施設	4 施設	
その他施設 施設数	1 施設	1 施設	

② 維持管理施設の業務内容

番号	事業名	事業概要
総合支所・まちづくりセンター等 11施設		
1	総合支所維持管理事業	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機等） (3) 環境衛生管理業務（空気環境測定、害虫駆除、水質検査等） (4) 受付・案内 (5) 駐車場管理 (6) 駐車場使用料の収納事務 (7) 警備等

2	北沢総合支所維持管理事業	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機等） (3) 環境衛生管理業務（空気環境測定、害虫駆除、水質検査等） (4) 受付・案内 (5) 防火・防災管理業務 (6) 警備等 北沢総合支所は平成28年10月～平成30年3月改修予定
3	烏山総合支所維持管理事業(※)	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機等） (3) 環境衛生管理業務（空気環境測定、害虫駆除、水質検査等） (4) 受付・案内 (5) 駐車場管理 ※ 平成27年4月から平成29年5月まで改修予定
4	玉川総合支所維持管理事業(※)	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機、照明等） (3) 環境衛生管理業務（空気環境測定、害虫駆除、水質検査等） (4) 受付・案内 (5) 警備等 ※ 平成29年9月から平成32年5月まで改修予定
5	まちづくりセンター維持管理事業 (1) 新代田まちづくりセンター (2) 松沢まちづくりセンター (3) 池尻まちづくりセンター (4) 祖師谷まちづくりセンター (5) 上野毛まちづくりセンター (6) 下馬まちづくりセンター	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機等） (3) 環境衛生管理業務（水質検査、害虫駆除等） (4) 受付・案内 (5) 併設公園の門扉開閉（池尻のみ）
6	三軒茶屋分庁舎維持管理事業	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 受付・案内
区民センター・地区会館等 23施設		
7	区民センター維持管理事業 (1) 烏山区民センター (2) 弦巻区民センター (3) 太子堂区民センター (4) 深沢区民センター (5) 桜丘区民センター (6) 上北沢区民センター (7) 玉川台区民センター (8) 奥沢区民センター(※) (9) 宮坂区民センター (10) 代田区民センター (11) 鎌田区民センター (12) 粕谷区民センター	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時）*奥沢を除く (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機等） (3) 環境衛生管理業務（空気環境測定、害虫駆除、水質検査等） (4) 受付・案内 (5) 運営協議会が実施する生涯学習事業等の事務補助 (6) 警備等 (7) ホール等の運営および保守管理（烏山のみ） ※ 奥沢は平成29年11月から平成30年5月まで耐震工事予定（閉館）
8	地区会館維持管理事業 (1) 尾山台地区会館 (2) 駒沢地区会館 (3) 上野毛地区会館 (※) (4) 池尻地区会館 (5) 北沢地区会館 (6) 下馬地区会館 (7) 経堂地区会館	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、昇降機等） *北沢を除く (3) 環境衛生管理業務（空気環境測定、水質検査等） *北沢を除く (4) 受付・案内 ※ 上野毛地区会館は、前記5-(5)上野毛まちづくりセンターとの複合施設

9	複合施設維持管理事業 (1) 太子堂複合施設 (2) 喜多見複合施設 (3) 下馬複合施設 (4) 上馬複合施設	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機等） (3) 環境衛生管理業務（害虫駆除） (4) 受付・案内（太子堂除く） (5) 駐輪場使用料の収納事務（喜多見のみ）
福祉作業所等 10施設		
10	福祉作業所等維持管理事業 (1) 玉堤福祉施設 (2) ソーワ福祉ビル (3) 大原福祉施設 (4) 下馬福祉施設 (5) 用賀福祉作業所 (6) 就労障害者生活支援センター分室「そしがや」 (7) IT特化型就労移行支援事業所 (8) 新町1丁目児童施設 (9) 喜多見福祉作業所 (10) 喜多見駅高架下施設	(1) 清掃業務（定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、自動ドア等） (3) 環境衛生管理業務（害虫駆除、水質検査等）
文化・教育、生涯学習施設 6施設		
11	世田谷美術館維持管理事業(※)	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機等） (3) 環境衛生管理業務（害虫駆除、水質検査等） (4) 駐車場管理、庭園管理 (5) 警備等 ※ 平成29年7月から12月まで改修予定（閉館）
12	世田谷文学館維持管理事業	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機等） (3) 環境衛生管理業務（空気環境測定・害虫駆除） (4) 警備等 (5) 駐車場管理 (6) 庭園管理
13	民家園維持管理事業 次大夫堀・岡本公園民家園	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、消防等） (3) 庭園管理 (4) 受付・案内 (5) 次大夫堀公園の駐車場管理・使用料の収納事務
14	教育会館維持管理事業	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機、視聴覚機器等） (3) 環境衛生管理業務（空気環境測定、害虫駆除、水質検査等） (4) プラネタリウム運営業務 (5) プラネタリウム入場料収納事務 (6) 受付・案内 (7) 図書、雑誌等の装備
15	野毛青少年交流センター維持管理事業	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 環境衛生管理業務（害虫駆除、庭園管理） (3) 設備機器保守点検業務（空調、自動ドア、消防等）
16	砧図書館維持管理事業	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機等） (3) 環境衛生管理業務（害虫駆除等） (4) 集会室の受付・案内

公園 3施設		
17	公園施設の維持管理事業 (1) 世田谷公園 (2) 羽根木公園 (3) 玉川野毛町公園	(1) 受付・案内 (2) 駐車場、洋弓場、ミニS L等の使用料収納事務 (洋弓場、ミニS Lは世田谷公園のみ) (3) 駐車場管理 (4) テニスコート・野球場管理 (5) 世田谷公園ミニS Lの運行業務 (6) 世田谷公園の清掃業務 (7) 羽根木公園の茶室管理 (8) 人的警備(4月～10月)
区民農園 23園		
18	区民農園維持管理事業 (1) ファミリー農園(21カ所) (2) クラインガルテン (3) 学童ふれあい農園(1カ所)	(1) 農園巡回、利用状況確認、区画管理 (2) 共有部分(除草、消毒、植栽管理等) (3) 施設維持管理(クラインガルテン) (4) 利用者管理(募集、抽選等)
区政情報センター・コーナー 4施設		
19	区政情報センター(コーナー) 運営事業 区役所外3総合支所 (北沢・玉川・烏山)	(1) 区・都等刊行物の閲覧および説明 (2) 有償刊行物の頒布、売上金の収納事務 (3) コピーサービス
職員住宅 20棟		
20	職員住宅維持管理事業	(1) 修繕業務(一般、空室、特別) (2) 設備機器保守点検業務(給排水、消防)
外郭団体関連 4施設		
21	総合福祉センター維持管理事業	(1) 清掃業務(日常、定期、臨時) (2) 設備機器保守点検業務(空調、給排水、消防等) (3) 環境衛生管理業務(空気環境測定、害虫駆除、水質検査等) (4) 受付・案内
22	世田谷産業プラザ会議室管理事業	(1) 貸出用会議室の管理・運営 (2) 使用料の収納事務
23	世田谷美術館、世田谷文学館は11、12による	
その他施設 1施設		
24	エムケイアースビル維持管理事業	(1) 清掃業務(日常、定期、臨時) (2) 設備機器保守点検業務(空調、給排水、自動ドア、昇降機等)

③ 物販事業

世田谷公園の売店では、飲料・菓子・惣菜パン・玩具・かき氷等を販売する。

次大夫堀公園民家園では、ラムネ・古民家の図柄入りオリジナル煎餅・最中のほか、福祉工房が製造した布製品等を販売する。

区政情報センター(情報コーナー含む)では、各種郵券類・世田谷区の外郭団体が発行する書籍等を販売する。

項目	28年度実績	29年度計画	備考
公園売店・物品販売 売上	2,391万円	2,115万円	

番号	事業名	事業概要
1	世田谷公園売店事業	(1) 販売業務 (2) 売店運営管理
2	付帯事業 (各施設)	書籍販売、せたがやかるた販売、チケット販売、公衆電話
3	郵券等売捌き事業	郵券、はがき、収入印紙販売
4	雑貨販売事業	民芸品販売

④ 特定建築物等定期調査・建築設備定期検査

施設全体の調査・検査を受託実施する。受託の形態として、施設の維持管理とあわせたものと、単独で業務を受託しているものがある。

項目	28年度実績	29年度計画	備考
特定建築物等定期調査	18 施設 13 施設	18 施設 13 施設	維持管理業務とあわせて受託 単独で受託
建築設備定期検査	44 施設 13 施設	44 施設 13 施設	維持管理業務とあわせて受託 単独で受託

番号	事業名	事業概要
1	特定建築物等定期調査	建築基準法に基づき、建築物の損傷、腐食、その他の劣化状況の確認や、建築後の建築物の改変による既存不適格事項などを調査し、世田谷区に報告する。調査は定期的（3年に1回）に行う。
2	建築設備定期検査	建築基準法に基づき、施設の「換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給排水設備」に関して調査し、世田谷区に報告する。調査は毎年（年に1回）行う。

⑤ 指定管理者事業

指定管理者事業では、指定管理施設の運営や、施設を活用したさまざまなイベントの開催などを通じて、区民生活の向上に貢献していく。また、地域へのパンフレット配布などを行い、利用率の向上を図っていく。

指定管理者の自主イベントでは、地域をつなぎ参加者同士が切磋琢磨しステップアップできるイベントを開催することで、お客様のニーズに応えるとともに文化活動の向上に繋げていく。魅力ある催し物の開催により施設の「にぎわい」に寄与していく。

項目	28年度実績	29年度計画	備考
区民会館（利用料金制）			
施設数	2 施設	1 施設	ホール 1室、集会室 1室
利用料金	4,156 万円	3,670 万円	世田谷区民会館
利用件数	1,556 件	1,500 件	〃
区民会館別館（管理委託）			
施設数	2 施設	2 施設	
利用率	81.9 %	85.0 %	世田谷区民会館 別館
〃	70.7 %	70.8 %	北沢区民会館 別館
自主イベント開催			
実施回数	16 回	15 回	
参加人数	4,200 人	3,000 人	

番号	事業名	事業概要
1	世田谷区民会館別館（三茶しゃれな あどホール）運営管理事業	(1) 受付・案内・スケジュール管理 (2) 使用料の収納事務 (3) 設備機器保守点検（ピアノ調律、音響等）
2	北沢区民会館別館（梅丘パークホ ール）運営管理事業	(1) 清掃業務（日常、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（ピアノ調律） (3) 受付・スケジュール管理 (4) 使用料の収納事務
3	世田谷区民会館運営管理事業	(1) 清掃業務（日常、定期、臨時） (2) 設備機器保守点検業務（空調、給排水、消防、自動ドア、 ステップリフト、ピアノ調律、音響） (3) 環境衛生管理業務（空気環境測定、害虫駆除、水質検査等） (4) 受付・スケジュール管理 (5) ホール等の運営および保守管理 (6) 利用料金の取扱事務
4	イベント事業 （上記1～3の施設において実施する 事業）	(1) 文化に関する事業（コンサート等） (2) 教育に関する事業（ものづくり体験教室等） (3) 産業に関する事業（もちつき等） (4) その他の事業（健康づくりに関する事業（ヨガ教室等））

(2) 飲食事業

店舗毎のコンセプトに沿ったメニューやサービスの充実を図り、安定した収益確保を目指すとともに、お客様に愛される店舗づくりに努める。また、PR・営業活動の一層の強化により新規顧客の獲得を目指す。

項目	28年度実績	29年度計画	備考
飲食事業			
売上	22,512 万円	13,954 万円	レストラン事業 喫茶事業 ※ 平成29年7月から平成30年1月ま で、世田谷美術館の改修工事により、 ル・ジャルダンとセタビカフェは休店
来客者数	108,095 人	64,100 人	
ウェディング数	95 件	36 件	
イベント数	10 回	5 回	

番号	事業名	事業概要
1	レストラン事業	世田谷美術館内「レストラン ル・ジャルダン」
2	喫茶事業	(1) 教育会館内「コーヒーショップ ルソー弦巻」 (2) 世田谷美術館内「セタビカフェ」

(3) 健康増進・交流事業

健康増進・交流施設「せたがや がやがや館」は高齢者を中心とした多世代の区民に、自らの健康を増進し、世代間交流を進め、生きがいを持って主体的に活動することができる場および機会を提供することにより、豊かな地域社会の形成に寄与し、区民の福祉の向上を図ることを目的としている。

利用者の要望を参考に、更なるサービスの向上を図っていく。PR活動をより一層強化することで集客増を図るとともに、経費の削減に取り組み、引き続き収支改善を目指す。

項目	28年度実績	29年度計画	備考
健康増進・交流事業			
売上	3,689 万円	3,557 万円	来館者数は館内利用の重複あり
来館者数	180,501 人	190,000 人	

番号	事業名	事業概要
1	健康増進・交流施設の管理および運営事業	(1) 健康増進・交流施設の管理および運営 (2) 交流室・運動室「フィットパル池尻」等を活用した事業の企画・運営 (3) レストラン「せたがやキッチン」 (4) ケータリング事業 (5) 利用料金の取扱事務

(4) IT支援事業

IT支援事業においては、世田谷区の情報システム全般について、総合的なシステム運用・保守業務の拡充を行い、横断的な視点で支援、提案等を行うことで、効率的運用を行うためのアドバイスや、問題発生を予防するための支援を行うプロアクティブなサービスの向上を図る。世田谷区のニーズに応え、サービスレベルの更なる向上をめざし、ICT部門におけるキャリアパスに基づいた研修・教育を実施し、計画的に人材育成を図る。また、プライバシーマークに基づき、個人情報保護の徹底を図っていく。

項目	28年度実績	29年度計画	備考
公共システム支援事業			
基盤システム運用支援 インシデント管理(問合せ対応等) 基盤系システムサーバ運用 ツール(ソフトウェア)導入支援	3,326 件 25 システム 13 ツール	3,000 件 25 システム 11 ツール	区の情報システム資産情報の管理、区職員が利用する、各クライアントの運用管理支援も行っている
業務システム運用支援、オペレーション作業運用 インシデント管理(問合せ対応等) 業務系システム運用 帳票印刷 電子媒体入出力	5,811 件 66 システム 2,432,676 枚 13,591 件	5,000 件 66 システム 2,500,000 枚 14,000 件	
利用者支援 世田谷サービスデスク(区職員向け クライアント関係の問合せ対応等)	17,460 件	17,000 件	
保健福祉総合情報システム運用、保守 事業数(業務)	74 事業(業務)	74 事業(業務)	システム修正対応として、以下の制度改正等の対応を予定。 ・共通番号(マイナンバー)制度 ・災害時要援護者避難支援 ・児童手当、児童扶養手当 ・他
電子計算機入力データ作成 受託件数	554,997 件	560,000 件	
世田谷区事務センター維持管理事業 施設数	1 施設	1 施設	
公益システム支援事業 団体数	1 団体	1 団体	

番号	事業名	事業概要
1	基盤システム運用支援	(1) 世田谷区情報システム【基盤系システム(市内ネットワーク等)】運用支援 ・インシデント管理 ・構成管理 ・サーバ監視 等
2	業務システム運用支援、オペレーション作業運用	(1) 世田谷区情報システム【業務系システム(基幹システム等)】運用支援およびオペレーション ・インシデント管理(問い合わせ対応等) ・サーバ監視 ・帳票印刷、電子媒体入出力 等
3	利用者支援	(1) 区職員向け世田谷サービスデスク ・問い合わせ対応(休日夜間受付含) ・職員向けクライアント保守
4	保健福祉総合情報システム運用、保守	(1) 保健福祉総合情報システムにおける情報システムの運用 ・インシデント管理(問い合わせ対応等) ・スケジュール管理 等 (2) 保健福祉総合情報システムにおける、制度改正等による情報システムの修正、開発
5	電子計算機入力データ作成	(1) 基幹システム、保健福祉総合情報システム等の入力データエントリー(データパンチ作業)
6	世田谷区事務センター維持管理	(1) 施設管理(受付管理等、警備等) (2) 設備機器保守点検業務(空調、給排水、消防、自動ドア、昇降機等)
7	公益システム支援	(1) 外郭団体業務システムの調査、運用 (2) サーバ、パソコン、周辺機器およびソフトウェア等の賃貸借・保守 (3) コンピュータ周辺機器、消耗品および流通ソフトウェア等の販売および設置・設定作業

(5) エフエム世田谷放送事業

エフエム世田谷は、世田谷区の「やさしい(83.4MHz)ラジオ」として、平成30年の開局20周年に向け、より地域に密着したきめ細やかな情報を伝え、広く区民から親しまれるコミュニティ放送局を目指していく。

有事の際には、水・食糧・電気ガス・交通などの生活関連情報を区民に提供し、世田谷区の災害時対応の向上に寄与する。

※「株式会社世田谷サービス公社」と「株式会社エフエム世田谷」の経営統合は平成24年7月

項目	28年度実績	29年度計画	備考
災害時の対応力強化			
災害時放送訓練	2回	2回	定期的に災害時の放送訓練・停電時の電源確保のための発電機操作訓練等を実施する。
発電機操作訓練	6回	6回	
エフエム世田谷の認知度数の把握			
ホームページアクセス数	31,767(件/月)	33,000(件/月)	※ユニークユーザー数(visit)
番組審議会の開催			
開催回数	6回	6回	放送番組の適正を図るため、放送法に基づき設置・運営
情報発信力の強化			
	フェイスブック等のコンテンツの充実	フェイスブック等のコンテンツの充実	ホームページおよびフェイスブック、ツイッター、ブログ等を活用した情報発信力の強化・地域情報のコンテンツを充実する。

番号	事業名	事業概要
1	エフエム世田谷放送事業	(1) コミュニティFMラジオ局 (2) 24時間放送、およびインターネット・スマートフォン配信 (3) 非常時、災害時の即時放送 (4) エフエム世田谷の広報紙（番組表）の発行

【※】 障害者雇用率算出計算式

・算定方法：障害者（身体・知的・精神）換算数／常用雇用労働者換算数

①障害者のカウント方法

週所定労働時間	(常用) 30 時間以上	(短時間) 20 時間以上 30 時間未満
身体障害者	1	0.5
身体障害者（重度）	2	1
知的障害者	1	0.5
知的障害者（重度）	2	1
精神障害者	1	0.5

②常用雇用労働者カウント方法

週所定労働時間	(常用) 30 時間以上	(短時間) 20 時間以上 30 時間未満
全体及び障害者従業員	1	0.5

■公社算定式【障害者雇用率は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき算出（算定基準日：毎年6月1日）】

①身体障害者常用（3人＋重度 2人）＋身体障害者短時間（2人＋重度 3人）＝11.0人

②知的障害者常用（31人＋重度 50人）＋知的障害者短時間（1人＋重度 0人）＝131.5人

③精神障害者常用 2人＋精神障害者短時間 5人＝4.5人

①＋②＋③＝147.0人

④従業員全体（常用 300人×1）＋（短時間 350人×0.5）＝475人

①＋②＋③ ÷ ④＝30.95%